

農家林業の経営と収益構造について**

一島根県飯石郡頓原町のばあい一

中 尾 敏*・北 川 泉*

Hiroshi NAKAO and Izumi KITAGAWA

The Present Situation and the Business Analysis of Farm Forestry Management

はじめに

日本の林業は、一方に巨大な企業体である国有林を、他方に零細な規模の私有林を多数かかえている。

私有林は、林家・会社・団体・共同・社寺・慣行共有など複雑な所有形態にわかれているが、大部分が林家（林野保有世帯）によって保有されている。林家の総数は270万戸、うち95%までが農家である。林野保有農家率は43%（中国地方59%）であるから、大づかみに言って、わが国農家は2戸に1戸の割合で林野を保有する。農業経営と林野保有は密接なつながりを持つと言えよう。しかし、農家の保有する林野規模は零細であって、会社の1事業体当たり225町に対し、1戸当たり2.34町（中国地方2.37町）の保有にすぎず、5町未満の小規模階層が全体の40%の比重を占めている。

日本経済の高度成長のもとで、農山村の経済構造は大きく変貌した。なかでも労働力の他産業への流出は、もっとも顕著な現象と言えよう。農林業就業人口は、昭35年に1,500万を割って以来毎年40~50万人ずつ減少し、昭39年には1,200万を割った。

林野の合理的利用——それは、変貌を余儀なくされている山村が、自らの苦悩の中に見出さんとしている、ほとんど唯一の方策であろう。傾斜地の農業的利用・農家林業問題がクローズ・アップされてきたのは、その一端を物語っている。しかし傾斜地の農業的利用の可能性をもつ地域が、きわめて限られている現状では、林野を林野のままに、所得増大に結びつける具対策を見出すことが緊急の課題である。そのためには、山村地域の経済構造と農家林業の実態が解明されなくてはならぬ。

われわれは、中国地方において2つの調査地区を選んだ。1つは農家林業がすでに相当の発展をとげている、

いわば先進林業地域であり、いま1つは、林業発展の可能性が一応約束されていると考えられながらも、まだ明確な目標をつかみ得ていない、ごく普通の山村である。

前者は鳥取県日野郡日南町、後者は島根県飯石郡頓原町であるが、この報告は紙数の関係から頓原町のみをとり上げる。なお、山村の経済構造分析についても、詳細のスペースがほとんど無いので、将来の農家林業の中核となる経営主体発見へのアプローチとして、個別農家の経営・収益構造の現状分析を中心として記述する。

1. 調査地区の概況

松江市から宍道湖畔に沿って国道9号線を西に走ると、ほどなくして宍道町にはいる。その町から、国道54号線がT字にわかれて、山陽広島へ通じている。

昭39年7月18日の、山陰大水害のツメあとのいまだ消え去らぬ加茂町を通過し、三刀屋町をこえる頃から、道は川沿いのSカーブと小峠が連続する。さらに南行すると、やがて飯石高原の入り口である。松江・広島線の難所と言われる吹が峠（559m）を上りきると、間もなく頓原町の集落が姿をあらわす。

島根県飯石郡頓原町、そこは中国山系の山なみに囲まれ、東は広島県比婆郡、西は大田市、北は掛合町、南は赤来町に隣接する海拔400mの高原の山村である。

歴史的には永禄年間、出雲守護代尼子氏と隣国安芸の雄毛利氏との間に激戦がくり返された時代の、古戦場の1つと言われる。寛永15年、松平直政が出雲藩主に封ぜられたとき、その領地となり、のちに広瀬藩（松平近栄3万石）に所属した。その後一時天領となったこともあるが、再び広瀬藩に復帰し、明治維新におよんだ。明治4年には広瀬県に編入されている。

昭24年4月、町村制を施行して頓原町と改称したが、さらに昭32年2月、町村合併促進法にしたがって、旧志々村を合併して（新）頓原町として発足した。町は東西に長く、ほぼ中央から東部が旧頓原、西部が旧志々であ

* 林業経済学研究室

** 昭和39年度、林野庁（大阪管林局）委託研究費によって行なったもの一部である。現地調査に関しては、当研究室深尾清造・学生倉長正徳・馬庭彰、三氏の協力を得た。

して完成した赤名トンネル（赤来町と広島県布野を結ぶ597 m）とともに、曲折の多い峠道を緩和し、ことに積雪による交通ストップを解消して、山陽山陰連絡のスピード化を実現した。

(3) 世帯・人口の推移

昭和38年7月の世帯数は1,174、人口は5,664人である。産業別の戸数を見ると、農林業の比重がほぼ70%と、圧倒的に大きいのは当然であるが、商業・金融・サービス業など第3次産業の戸数が20%をこえていることは、山村でありながら、古い時代から山陰と山陽をつなぐ宿場町として、あるいは地方物資の集散地として発展してきた性格の町であることが窺われる。

昭和30年以降の世帯・人口の推移を見ると、8年間に世帯では6.8%、人口は14.4%の減少を示した。この内訳は、昭和35～38年の4年間で、男290人、女173人、計463人減となっている。うち、20～30才代の青壮年層が237人も減っている。これは減少人口の50%にあたる。0～9才の幼年層を別とすれば、減少人口のほとんどが主幹労働力層にあたるわけで、この町の就業人口の老令化がすすんでいるものと言ってよい。

頓原中学校を最近3カ年に卒業した者は358名であるが、そのうち182名（51.1%）が進学し、164名（46.5%）が就職している。就職者のうち、農林業へ就業した者は4名にすぎない。しかも就職者のうち151名（92%）が町外へ流出している。

県立三刀屋高校頓原分校においても、3カ年の卒業者48名のうち農林業への就業は8名であり、40名が他産業へ就職している。町内へ残った者は、農林業就業の8名を含めて18名で、他の30名は町外へ流出している。

前述の20～30才代の基幹労働力の減少に加えて、新規学卒者の大巾な流出は、この町の農林業就業構造を大きく変え、ことに農家後継者の確保をさえ困難にするのではなからうか。農林業自立経営の確立が家族労働力流出の面から危ぶまれるのである。

2. 農林業の概況

(1) 土地利用と経営規模

前記した通り、町の総面積12,460町のうち、91.5%までが林野であり、耕地は760町（耕地率6.1%）にすぎない。耕地はほとんど水田（637町、水田率84%）であり、米以外の商品農作物は見るべきものがない。しかし1戸当り耕地規模は8.4反で、県平均の7.5反よりやや大きい。ことに寺沢・花栗・奥畑・長谷などの旧頓原の部落では、それぞれ12.0、11.7、11.0、10.6反と平均規模以上の耕地を保有する。

保有耕地の規模別戸数を見ると、総戸数775のうち、5～10反層が290戸で37.4%をしめる。ついで、10～15反層が246戸（31.7%）、5反未満層が196戸（25.3%）、15反以上層が43戸（5.6%）という順になる。ことに旧頓原地区では456戸のうち、10反以上の上層が207戸（45.4%）をしめていることは、山村地域としては比較的恵まれた経営構造をもつ農家が多いと言えよう。

つぎに林野の保有形態について見よう。林野は国有林・公有林はわずかであって、95.5%までが私有林である。私有林10,616町のうち、会社有と社寺有林が約1,000町あるが、残り9,600町が個人有林である。

1町未満を保有する戸数は208戸で、全林家数945の22%をしめるのに対し、その保有する林野面積は、わずか76町で、全体の0.7%にすぎない。

林家1戸当りの保有規模は11.2町で、かなり大きいように見えるが、これは一方において100町以上の保有層が11戸存在し、この階層の保有する林野面積が全体の34%にもおよぶことを見落してはならぬのであって、平均規模に満たぬ林家数が全体の76%以上をしめている。しかもこれら平均規模未満層が保有する林野は、全体の27%にすぎないのである。前記したとおり、耕地保有の偏在性がほとんど消滅しているのに対して、林野保有の階層間格差はかなり著しい。（第1—1表林野保有規模別戸数参照）

第1—1表 林野保有規模別戸数

区分	規模	総数									
		1町以下	1～3	3～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100町以上	
戸数		945戸	208	161	153	197	132	46	26	11	11
割合		100%	22.0	17.1	16.2	20.8	14.0	4.9	2.7	1.2	1.1
面積		10,616町	76	289	599	1,423	1,754	1,109	960	805	3,601
割合		100%	0.7	2.7	5.6	13.5	16.5	10.4	9.0	7.6	34.0
1戸平均		11.2町	0.3	1.8	3.9	7.2	13.3	24.1	36.9	73.2	

（註）頓原町役場資料

第1—2表 規模別林野・耕地保有状況

山林	水田	5反以下	5~7	7~10	10~15	15~20	20以上	水田農家	林 家
	5反以下	31戸	6	5	—	—	—	42	138
5 ~ 10反	36	9	3	1	—	—	49	70	
10 ~ 50	71	67	75	33	1	1	248	314	
50 ~ 100	15	25	47	87	12	—	186	197	
100 ~ 200	6	8	34	43	24	1	116	132	
200 ~ 300	2	2	11	18	6	—	39	46	
300 ~ 400	—	3	2	6	1	1	13	19	
400 ~ 500	—	—	1	2	1	—	4	7	
500 ~ 1,000	2	2	—	—	1	—	5	11	
1,000以上	—	1	—	—	1	—	2	7	
計	163	123	178	190	47	3	704	945	

(註) 頓原町役場資料

つぎに耕地規模と林野保有の関係を眺めよう。耕地を水田規模におきかえて考察すれば、水田5反未満層163戸のうち、林野5町以上を保有する戸数は、わずか25戸(15%)で、大部分が林野5町未満の保有者である。水田5~7反階層の123戸でも、半数の67戸が林野規模10~50反層に属する。水田7~10反層178戸においても、林野10~50反層に集中しているが、この層では林野50~100反保有戸数がやや増加して来る。

水田10~15反層の190戸では林野規模が上昇して50反以上が156戸(82%)と比重が高くなる。水田15~20反層では、ほとんど全部の農家が林野50反以上を保有し、10反未満の零細林野保有者が皆無となっている。

水田と林野保有の規模は、ほぼ正の相関をあらわし、水田規模の上昇に対応して林野保有も拡大する傾向が見られる。(第1—2表規模別林野・耕地保有状況参照)

(2) 森林の構成と造林の推移

民有林面積のほぼ90%が生産性の低い天然生広葉樹でしめられ人工林は10%という低さである。しかも人工林造成が展開しはじめたのが、林業振興計画樹立(昭33年度)以来であるため令級はきわめて若い。

人工林の令級構成をみると、1~2令級が圧倒的に高く、86.2%におよぶ。ついで3~4令級が4%、5~6令級が3%でいどである。伐採可能な高令級(7令級以上)は民有林の0.8%にあたる85町にすぎない。

蓄積量についてみると、全蓄積約49万m³中、41年生以上のものが41万m³であるが、このうち商品価値の高い針葉樹は7万m³弱で、全体の14%にすぎない。広葉樹と針葉樹の蓄積比は全体で76:24である。樹種別内訳は明確な資料がないが、人工林ではスギ・マツ・ヒノキがおよそ50:40:10であり、天然林では雑木・天然松がおよそ85:15と推定される。(第1—3表令級別林野

第1—3表 令級別林野面積 (単位町)

保有形態	令級	1~2級	3~4	5~6	7~8	9以上	合計
		公有林	人工林	85	10	15	10
	天然林	102	10	3	12	—	127
	計	187	20	18	22	—	247
私有林	人工林	1,032	45	22	39	36	1,164
	天然林	3,312	2,481	1,984	1,104	419	9,300
	計	4,344	2,526	2,006	1,143	455	10,464
合計	人工林	1,107	55	37	49	36	1,284
	天然林	3,414	2,491	1,987	1,116	419	9,427
	計	4,521	2,546	2,024	1,165	455	10,711

(註) 頓原町役場資料

面積参照)

造林面積は年ごとにわずかながら増加している。昭38年の実績242町の内容は、拡大造林・再造林・天然下種がほぼ70:20:10の割合となっている。昭37年までは拡大造林の比重が圧倒的に高くなっている。前記したとおり、この町の民有林は面積の90%、蓄積の76%までが広葉樹であり、人工造林の進展がきわめて近年のことであるから、拡大造林の比率が高いのである。

樹種別造林面積は、数年前まではスギのウェイトが高く全体の60%以上をしめていたが、しだいに松がのびて、昭38年にはスギとマツの比率が逆転し、マツが60%に接近している。その間を、ぬうようにしてヒノキの造林が少しずつ増加している。このことは、拡大造林によるスギの適地が相対的に減少したためと、マツの造林が再認識されてきたためであろう。

なお造林面積の比率は、林野面積10反未満の小規模層において、もっとも高く、大規模保有層ではきわめて低

第1—4表 造林の推移 (単位町)

区分 年次	再造林	拡大造林	天然下種	計
昭 34	6.5	170.3	40.7	217.5
35	17.0	90.2	2.2	109.4
36	14.8	115.9	2.2	132.9
37	10.0	135.8	30.0	175.8
38	51.5	163.5	27.0	242.0
合 計	99.8	175.7	102.1	877.6
平 均	20.0	35.1	20.4	177.5

(註) 頓原町農林センター資料

いことが注目される。(第1—4表造林の推移参照)

(3) 農林業の生産額と農家収入

主要農畜産物の生産額はおよそ22千万、全農家粗収入(林産物・俸給賃金・地代収入などを含む)は35千万であるが、米が断然その王座をしめる。650町の水田から17千石(19千万円)の生産を挙げ、農畜産物生産額の87%、全農家粗収入の54%という大きなウェイトをしめす。産米売渡実績によれば、年間販売量23千俵で1戸当り32俵であるが、1俵当り4.4千円として1戸当りで14万円、これは1戸当り現金収入(35万円)の40%にあたる。

米につぐものは和牛生産である。本町は和牛の生産型飼養地帯に属し、飼養戸数552、頭数1,500で1戸当り2.7頭の規模である。年間生産頭数は400~500頭で、飯石郡内では三刀屋町について大きい。その生産額は2.2千万円で農畜産物生産額のはぼ10%をしめる。全農家粗収入に対しては6.2%、同現金収入に対しては7%である。米と和牛は農家経済を支える2つの柱と言われるが、米にくらべて和牛のウェイトはきわめて小さい。

近年における和牛飼養の動向は、飼養戸数の漸減に対して1戸当り頭数はむしろ漸増しており、多頭化の方向を指向しているように見うけられる。

林産物では約1万町の私有林から、年々ほぼ1万m³の素材が生産され、その販売額は5千万円である。町当り生産量は1m³(生産額5千円)で林地生産力としてはきわめて小さいが、米と和牛以外に商品作物をもため農家にとって、山林資源は重要な収益源である。素材生産額5千万円の、全農家粗収入におけるウェイトは14%、同現金の20%をしめ、和牛生産額の6~7%を大きく抜いている。

なお素材生産を用途別に見ると、スギ・ヒノキ・マツなどの一般用材が次第に減少し、かわって広葉樹のパルプ原木化がすすんでいる。また奥地林の伐採が進展し、ブナの販売が37年頃から急増したことが注目される。

この町は古くから有数の木炭生産地帯に属し、昭34年

第1—5表 規模別製炭戸数

	総戸数	千Kg以下	千~2千	2千~3千	3千~4千	4千~5千	5千~6千	6千~7千	7千以上
旧頓原	152戸	39	39	27	18	13	6	7	3
旧志々	164	35	33	31	19	12	9	8	17
計	316	74	72	58	37	25	15	15	20
割合	100%	23.4	23.1	18.3	11.7	7.9	4.7	4.7	6.2

(註) 頓原町役場資料

第1—6表 林産物産出額

区分 年次	素材	木炭	まき	しいたけ	わさび
昭36	8,750m ³	1,725,000kg	2,500	2,500kg	380kg
37	9,870	1,501,343	2,100	3,000	400
38	9,950	1,244,291	2,050	3,400	600
平均	9,525	1,423,211	2,210	2,970	460

(註) まき単位は層積m³。頓原町役場資料

当時は320万kgの大量の生産を挙げ、愛知・神奈川など県外市場で島根木炭として名声を呼んだのであるが、近年における燃料消費構造の決定的変化の影響をうけて、生産は逐年減少をたどり、昭38年にはピーク年次の40%、125万kgに激減してしまつた。それでもいままなお、300戸(全農家の44%)が製炭に従事し、製炭はこれら農家にとっては依然として重要な恒常的収益源となっている。その生産額は4千万円で、全農家粗収入の11.5%、同現金収入の16%を構成している。(第1—5表規模別製炭戸数参照)

素材と木炭をあわせると、現金収入で9千万円を上廻り、産米販売額に接近する。つまり産米の現金収入対比40%に対し、素材プラス木炭が36%となり、林産物収入の比重は相当高いわけである。

農家収入の面から見れば、頓原町は米と木材と木炭の村と言うことができよう。(第1—6表林産物産出額参照)

3. 調査農家の概況

個別農家の経営・所得構造などを究明するために11戸の調査農家を旧頓原地区から選んだのであるが、選定基準については省略する。経営要素の条件分析についても詳述するスペースがないので概要の記述のみにとどめる。

選定した農家11戸を、保有山林規模を指標として区分すれば、つぎの4階層となる。

50反以下 2戸 (No.1, No.2)

51~100反3戸 (No.3~No.5)

第2-1表 保有林野の内容

農家	山林	人工林	人工林率	樹種	団地数	団地当り		団地面積		団地車道間距離	
						平均面積		最広	最狭	最長	最短
1	16.8反	8.0反	47.6%	松	6	4.1反	5.0反	1.1反	800m	300m	
2	36.0	5.0	13.9	松杉	7	5.3	15.0	8.4	1,000	500	
3	80.9	6.0	7.4	杉	3	31.0	28.4	10.0	300	200	
4	84.2	12.2	14.5	杉	13	6.8	28.0	2.0	600	10	
5	91.0	40.3	44.3	松杉	6	16.3	26.0	2.0	400	100	
6	118.2	28.2	23.9	松杉桧	11	11.0	35.3	2.5	1,000	10	
7	126.1	12.8	10.2	杉	11	11.5	22.5	1.5	500	20	
8	155.4	16.7	10.7	松杉桧	6	29.2	83.0	3.8	2,000	30	
9	203.5	77.2	37.9	松杉桧	12	17.2	18.3	0.9	1,000	10	
10	185.1	20.1	10.9	松杉桧	6	34.2	48.0	1.0	2,000	10	
11	214.0	40.0	18.7	松杉	7	44.9	137.0	11.0	1,000	10	
平均	119.2	24.3	20.4		8	19.2	40.6	4.0	964	109	

101~200反3戸 (No.6~No.8)

200反以上3戸 (No.9~No.11)

(1) 保有耕地および林野

平均水田規模は11.2反で、本町平均の7.8反にくらべてかなり大きい。耕地のうち水田は90%で、本町の水田率と一致する。

平均山林規模は120反で、本町林家平均の112反を若干上廻る。共有林を保有する農家が3戸ある。

平均人工林面積は24.3反(人工林率20.4%)で、本町林家平均の13.4反(人工林率13.2%)にくらべ保有規模・人工林率ともに大きい。

全国の事例によっても、保有山林規模と人工林率の間には顕著な相関が見られないのであるが、調査農家についても同様である。

保有林野は平均8カ所に分散し、最高13、最低3団地にわかれる。各団地別では最広83反とかなり広いが、最狭は1.0反という零細性を示す。

団地から車道までの距離は、10mていどの至近距離のものもあるが、2,000mもはなれているケースがあり、林野の分散・細分とともに生産性をはばむ要因となっている。(第2-1表保有林野の内容参照)

(2) 農家人口と就業日数

平均世帯員は6.6人で、男女別構成は大体似通っている。労働単位の平均は3.0であるが、平均以上の労働単位を有する農家は、すべて水田10反以上の階層であり、就業者数は水田規模と相関している。林業従事日数は林野規模とは直接の関係はなく、むしろ製炭規模との関連性が深い。

農林業以外の兼業を行なう農家は4戸であるが、就業日数は概して少ない。町全体としては国道54号線の土木

工事などに就業する農民が少なくないのであるが、調査農家ではこのような雇われ兼業従業者がほとんど見られない。この点から、調査農家は農林業専業農家と規定することができる。

(3) 家畜飼養

和牛飼育規模は成牝牛平均2頭と仔牛0.9頭で、本町の1戸当り飼養頭数よりやや大きい。育成・肥育牛あるいは乳牛などを飼育する農家はほとんどない。

(4) 経営資産の構成

調査農家の経営資産総額は1戸当りほぼ200万円である。島根県農家の平均資産額は133万円であるから、調査農家の資産水準はかなり高いと言ってよい。

資産のうち、耕地・林地など土地の比重は24%、建物12%、農機具が7%であるが、何と言っても林木蓄積のウェイトがもっとも大きく、全戸平均で50.3%を示す。但し最高(No.11の73%)と最低(No.1の21%)の間にはかなり大きな格差があり、保有規模100反をこえる階層から、林木資産額は急増している。

流動資産の調査は省略したが、その推定値は1戸当りほぼ7~8万円である。(第2-2表資産の構成参照)

4. 林業の投入と産出構造

調査農家の経営構造の中核は農業であり、なかでも稲作が基幹的位置をしめる。林業部門は農家の生産経済の中で所有生産資源の遊休を防ぎ、その利用効率を高めて所得の増大をはかるために編成される副次部門と理解することができる。

林業部門は薪炭・用材・その他の林産物の3部門から成る。薪はすべて家計仕向であるから論外とし、まず製炭部門から考察しよう。

第2—2表 経営資産の構成

	土 地	建 物	大 農 機 具	家 畜	林 木	資 産 合 計
1	418,736円	190,015円	96,610円	125,000円	227,650円	1,058,011円
2	269,306	81,079	54,508	90,000	248,000	742,893
3	572,731	358,509	89,880	100,000	532,900	1,654,020
4	513,295	213,741	190,550	205,000	614,800	1,737,386
5	598,258	242,607	140,836	140,000	1,048,920	2,170,621
6	420,031	229,581	206,000	50,000	1,545,730	2,451,342
7	458,527	245,908	115,000	58,000	498,160	1,375,595
8	443,992	149,368	98,000	100,000	862,120	1,653,480
9	598,204	300,216	68,040	100,000	1,722,370	2,788,830
10	601,975	288,037	357,600	104,000	717,236	2,068,848
11	524,536	287,405	118,175	90,000	2,829,750	3,849,866
平均	492,690	235,133	139,564	105,636	986,148	1,959,171

調査農家の製炭量は最高400俵（No.8）、最低20俵（No.7）で、300俵以上の製炭農家は4戸である。製炭原木はほとんど自給されるが、2戸の農家は不足分を購入している。製炭投下労働は製炭量にほぼ比例しているが、20俵農家の13日から400俵規模の155日まで相当の開きがある。400俵を焼くNo.8農家について見れば、母親と息子夫婦が主として農業に従事し、10反の耕地に対し約500日の労働を投下している。林業には78才の世帯主が115日、息子が40日従事するが、そのほとんどが製炭労働で、老人は1月から12月まで毎月平均10日間、を山で暮らしている。

本町農家の製炭経営は、広葉樹資源の活用、余剰労働力の利用、商品生産経済への適応を通じて、永く安定的な構造を保持してきたのであるが、前記したとおり木炭需要の不振のために、生産規模は漸次縮小し、農家林業における基幹的位置を用材林経営に転換せざるを得ない情勢下におかれている。

それでは、用材林部門の投入と産出の構造はどのような展開をしめているか。調査農家の造林は、ここ3カ年では平均2.0反の実績である。造林皆無が2戸存在するが、他の9戸は最高4.5反、最低1.0反の新植をすすめている。

個別農家の人工林樹種別令級構成によって、過去における林地への投入を考察してみよう。高令級のマツを除けば、スギ・ヒノキ・マツ（幼令級）はすべて人工株で、そのほとんどが3令級以下の幼令林分によってしめられることが特徴である。このことは、本町における人工造林がほぼ15年以内に進められたものであり、しかもその樹種はスギ・マツを中心に行なわれたことを物語る。

No.4,5,8農家の林分構成は、連年保続のタイプに

近づきつつあり、令級配置を考慮に入れた造林計画をすすめているものとみられる。とくにNo.5は、将来すべて用材林に切りかえるべく植林をすすめている。ここ10年のうちに植林を推進している農家はNo.6,7,9,10,11などである。

成熟林分（6令級以上）を比較的多く保持する農家はNo.3,6,11であるが、とくにNo.3において保有林野に比して成熟林分が多いのは、あとで見ると稲作粗収益が60万をこえ、農業収入が安定しているため、林野は財産保持的・備蓄的保に有される傾向をもつ。（第2図樹種別令級構成参照）

用材林の産出は3カ年を通じて産出継続が2戸、3年に2回が3戸、3年に1回が3戸、産出皆無が3戸である。販売樹種はスギ・マツ・ヒノキ・クリ・ザツなど全般にわたっているが、3年間の産出総石数ではマツが800石と群を抜いて大きく、ついでザツが多い。スギは300石をいどである。すでにのべたとおり、スギ・ヒノキなどは高令級のものがほとんど存在しないために、このような産出構造があらわれるのである。（第2—3表林業部門の産出構造参照）

ここで紙野伸二氏の方式にならって、調査農家の最近3カ年の投入と産出を整理してみよう。

(農家No.)	(投入)	(産出)	(タイプ)
1	間断(3/8)	間断(3/8)	5
2	ゼロ	ゼロ	9
3	ゼロ	間断(3/8)	8
4	間断(3/8)	間断(3/8)	5
5	間断(3/8)	間断(3/8)	5
6	継続	ゼロ	3
7	継続	間断(3/8)	2
8	継続	間断(3/8)	2

第2—3表 林業部門の産出構造

農家	用材			製炭		製炭量	原木	椎茸など
	36年	37年	38年	伐採区分	販売先など			
1	—	松25石(主) 栗40石(間)	杉12石(間)	自・立	37年 自家用 38年 素材業者	50俵	20石	50Kg
2	—	—	—	—	—	300	120	—
3	杉60石(間) 松40石(間) 栗30石(間)	松70石(間)	—	立	製材・素材業者	60	30	10
4	杉, 雑 15石(間)	—	—	立	素材業者	120	50	32
5	—	—	松120石(主)	立	森林組合 素材業者	330	110	苗木14,000本
6	—	—	—	—	—	95	40	—
7	—	杉100石(主)	—	立	個人	20	10	30
8	杉80石(主)	—	松, 杉 80石(主)	立	素材業者	400	100	—
9	—	—	松300石(主) 雑300石(主)	立	製材・素材業者	35	20	10
10	雑100石(主)	桧12石(間)	栗 3石(間)	自・立	森林組合 素材業者	390	160	—
11	松 8石(間) 松100石(主) 雑40石(間)	枕木 112本	松85石(主) 松20石(間)	自・立	森林組合 素材業者	300	100	15

(註) 主……主伐, 間……間伐, 自……自伐, 立……立木売り

9	継続	間断(3%)	2
10	間断(3%)	継続	4
11	継続	継続	1

- タイプ 1 (投入間断対産出継続型), No.11
- タイプ 2 (投入継続対産出間断型), No. 7, 8, 9
- タイプ 3 (投入継続対産出零型), No. 6
- タイプ 4 (投入間断対産出継続型), No.10
- タイプ 5 (投入間断対産出間断型), No.1, 4, 5
- タイプ 6 (投入間断対産出ゼロ型)
- タイプ 7 (投入ゼロ対産出継続型)
- タイプ 8 (投入ゼロ対産出間断型), No. 3
- タイプ 9 (投入ゼロ対産出ゼロ型), No. 2

タイプ 8 および 9 に属する No. 3 と No. 2 は, 育林的投入を全く行っていないので, 用材林化をすすめてい

る経営とは言えない。タイプ 2 (No. 7, 8, 9) とタイプ 3 (No. 6) は, 産出よりも投入の方に重点がおかれ, 林種転換に対する積極的グループと見ることが出来る。

タイプ 4 (No. 10) は産出が継続しており, 投入は一応間断型であるがほぼ継続型に近いので, タイプ 2 にきわめて接近した経営活動を行なっている。

タイプ 1 (No. 11) とタイプ 5 (No. 1, 4, 5) は投入産出型式が一応均衡している。しかし実質的には必ずしも植伐のバランスが保たれているとは見られず, ことに投入面では No. 1 は積極的とは考えられない。

林業生産はきわめて永い期間を通じて進行するものであるから, 短期間の調査をもとにして経営活動が指向する方向を判断することは不可能であり, とくに投入・産出が各個の蓄積資本にどのように影響するかを確かめなければ的確な経営組織の区分は成立しないのである。長期

間にわたる実態調査が必要とされるゆえんである。

第2—4表 農林業の収益構成

5. 収益構成

(1) 農林業粗収益

調査農家の農業粗収入の平均は50.7万円であるが、このうち稲作収入が44万円円で粗収入の87%という大きな比重を占める。島根県農家の稲作収入平均は19万円であるからこれの2倍以上の大きさである。稲作収入が50万円を越す農家は3戸 (No.3, 9, 10) であるが、No.3・No.9のごときは60万円を上廻り、粗収入中の比重が95%前後で、稲作への経済依存度が強大である。これらの農家はいずれも水田規模が12反以上である。

稲作につぐものは畜産、ことに和牛収入である。全戸平均で4.5万円、対粗収入比率は9%、稲作についてウエイトは高いと言うものの、稲作収入の10%をしめるにすぎない。稲作の従属部門的性格が強いのである。

粗収入を販売と家計消費別に対比すれば、全戸平均で70:30で、山村の農家としては商品化が相当高い。

林業粗収入の最高はNo.11の30万、最低はNo.6の6.4万円、平均16万円である。用材収入と薪炭収入は全戸平均ではほぼ相半ばしているが、個別に見れば両部門の収入は平衡せず、どちらか一方へ偏っている場合が多い。例えば用材部門の収益比重が高いグループは、

No.3...82.6% No.7...86.5% No.9...93.3%

薪炭部門の収益比重の高いグループは、

No.4...72.2% No.8...76.0% No.10...83.5%

収益は一方の部門へ傾斜していることが相当はつきりしている。両部門の収益比がほぼ均衡しているのはNo.11 (用材58:薪炭42) のみである。かって薪炭経済への依存度の高かった地域の農家の、林業部門収益構造の特徴がここに見られるのである。

林業粗収入の大きさは、保有山林規模に必ずしも対応しないのであるが、大まかな傾向としては山林150反をこえる階層において粗収入が20万をオーバーする。

農業と林業の粗収入合計では、No.9が最高で89.6万円、No.6が最低で44万円、全戸平均は66.8万円である。農・林両部門の産出額比率は平均76:24で、林業は農業のほぼ1/2である。林業の産出額比率の高い農家を抽出するとつぎのとおり。

No.11...37.5% No.8...32.7% No.5...31.7%

No.9...29.3%

農林業粗収入の合計が80万円をこえるハイ・レベル農家は、稲作で50万円以上、林業部門で少なくとも15万円以上の収益構造をもつ経営である。(第2—4表農林業の収益構成参照)

農家	農 業	林 業	合 計	粗収益比	
				農	林
1	538,496円	71,000円	609,496円	88.3	11.7
2	341,500	116,800	458,300	74.9	25.1
3	668,200	145,200	813,400	82.1	17.9
4	485,550	80,240	565,790	85.8	14.2
5	544,750	252,000	796,750	68.3	31.7
6	377,124	64,100	441,224	85.3	14.7
7	393,380	95,850	489,230	80.4	19.6
8	430,100	209,000	639,100	67.3	32.7
9	634,100	262,500	896,600	70.7	29.3
10	670,900	174,100	845,000	79.3	20.7
11	499,800	299,650	799,450	62.5	37.5
平均	507,627	160,950	668,576	75.9	24.1

(2) 農林業経営費

農業経営費の平均は17.3万円、経営費率の平均は34%である。島根県農家の経営費率は平均37%であるからこれと大体一致している。

林業経営費の最高はNo.8の9.2万円、最低はNo.6の2.2万円、全戸平均は5.9万円、経営費率平均は36.8%である。No.7~No.11の山林規模の上層階層では、償却および原価が5万円をこえている。用材産出の大きい経営においては当然、売上原価が増大し、伐採林木の令級が高いなど同費目の割合が上昇する。(経営費の詳細は省略)

(3) 農林業の所得

農業粗収益から経営費を控除した農業所得は、No.3が最高で48万、No.2が最低で25万、全戸平均は33.5万円である。所得40万を抜く経営はNo.3, No.9の2戸であるが、これは前記した稲作収入のトップ・レベル農家である。農業の所得率は平均66%で、島根県平均63%、出雲地方山村平均67%とはほぼ一致する。

林業所得について見れば、最高はNo.11の37.8万円、平均16.1万円、農業所得のほぼ1/2である。林業所得が20万円をこえる経営はNo.5, No.9, No.11の3戸であり、No.5を除いて山林規模150反以上の階層であり、ともに用材収入のウエイトが高い経営である。

但しここで言う林業所得は、林木蓄積の価値増殖を収益とみなして加算したものであり、次式によって計算した。

$$\text{林業所得} = \text{林業粗収益} - \text{林業経営費} + \text{林木増殖}$$

農林業の合計所得は全戸平均で49.5万円であるが、60万円の水準をこえるビッグ・スリーはNo.5, 9, 11の3戸である。政府による自立経営農家の目標は、農業所得で家計費をカバーできることを条件におき、所得60万円

以上と言われている。このばあい、林業所得のあつかい方に問題はあつたにせよ、上記3戸はこの目標に近い経営といふことができよう。

所得構成における農・林の比率は全戸平均では67:33であるが、前述のビッグ・スリーにおいては林業の所得比重が40%をこえて、農家の所得形成における林業部門の地位が上昇する。(第2-5表農林業の所得構成参照)

(5) 農家所得

農林業所得と農外所得を合計した農家所得は、No.11が最高で82.7万円、No.4が最低で42.2万円である。全戸平均は61.7万円であるが、半数の6戸(No.11, 9, 8, 5, 6, 3)が60万円をこえている。農家所得の上位4戸

を抽出して、部門別の所得順位を見れば、

	農家所得	農業所得	林業所得	農外所得
No.11	1位	4位	1位	6位
No.9	2	2	2	11
No.8	3	8	4	2
No.5	4	5	3	9

農家所得の上位4戸は、いずれも林業所得において1・2・4・3位をしめ、林業所得依存度の高い林業部門優位農家であることが判然とする。これらの農家はすでに触れたとおり、すぐれた経営成果をあげており、この地方の農家林業の中核体として育成が期待される階層である。

農家の所得形成における農業依存度は平均54%であるが、保有山林の小規模層において高く、上層においてその逆となる。兼業所得依存度は平均20%と小さい。近年における全国農家の経済構造における顕著な特徴と見られる労賃・俸給収入の急増傾向は、調査農家については全くあらわれていない。都市部への通勤不可能な地域であり、かつ町内の農外就業機会もきわめて小さいためである。(第2-6表農家の所得構成参照)

(6) 農家経済余剰

農家所得から家計費を控除した余剰は、全戸平均で6.5万円である。余剰最高のNo.3は農業所得の最高位農家であり、次位のNo.9は農業・林業ともに所得順位2位の農家であり、余剰3位のNo.11は林業所得の最高位農家である。以上の3戸は余剰10万をオーバーする階層である。

なお、家計費の分析については記述を省略したが、農

第2-5表 農林業の所得構成

農家	農 業	林 業	合 計	所 得 比	
				農	林
1	370,276円	50,699円	420,975円	88.0	12.0
2	251,726	98,290	350,016	72.0	28.0
3	481,000	103,984	584,984	82.0	18.0
4	318,630	78,108	396,738	80.3	19.7
5	359,787	273,815	633,602	56.7	43.3
6	240,933	134,597	375,530	64.0	36.0
7	266,158	58,300	324,458	82.0	18.0
8	271,010	169,027	440,037	61.5	38.5
9	410,327	280,251	690,578	59.4	40.6
10	343,368	145,026	488,394	70.3	29.7
11	369,987	378,273	748,260	49.4	50.6
平均	334,837	160,942	495,779	67.5	32.5

第2-6表 農 家 の 所 得 構 成

	農 家 所 得			農 業 所 得		林 業 所 得		農 外 所 得	
	金 額	割 合	順 位	割 合	順 位	割 合	順 位	割 合	順 位
1	585,255円	100	7	63.0	3	8.7	11	28.3	4
2	460,036	100	10	54.7	10	21.3	8	24.0	5
3	662,154	100	5	72.6	1	15.7	7	11.7	7
4	422,438	100	11	75.4	7	18.5	9	6.1	10
5	662,252	100	4	54.3	5	41.3	3	4.4	9
6	{ 660,122 99,000	100	6	31.7	11	17.7	6	50.6	1
7	521,412	100	9	51.0	9	11.3	10	37.7	3
8	663,717	100	3	40.8	8	25.5	4	33.7	2
9	707,178	100	2	58.0	2	39.6	2	2.4	11
10	523,094	100	8	65.6	6	27.7	5	6.7	8
11	827,408	100	1	44.7	4	45.7	1	9.6	6
平均	617,642	100		54.2		26.0		19.8	

(註) No.6の所得9.9万円は土地売却

第2—7表 農家経済余剰

	農家所得	家計費	経済余剰
1	585,255円	491,480円	93,757円
2	460,036	521,420	(-) 61,384
3	662,154	398,570	263,584
4	422,438	423,190	(-) 752
5	662,252	628,500	33,752
6	759,122	703,432	55,690
7	521,412	521,148	264
8	663,717	630,480	33,237
9	707,178	547,500	159,678
10	523,094	540,600	(-) 17,506
11	827,408	673,398	154,010
平均	617,642	552,702	64,940

林業所得による家計費充足率について触れておくと、全戸平均で89.7%と相当高い。充足率100%をこえる経営が4戸 (No.3, 5, 9, 11), 90%台が2戸 (No.4, 10) で、半数の農家が充足率90%以上をしめし、調査農家はまさに農林業専業農家群と性格づけることができる。(第2—7表農家経済余剰参照)

む す び

山村の環境の中にあつては、水田規模・反収ともに比較的高位にあるこの町の農家は、稲作を中心とする農業収入をもって、永くその経済を維持してきた。したがって、生産経済の中で占める林野の役割は比較的小さく、資源の遊休化を防ぎ、農業収入の不足分をカバーできればよかつたのである。林野利用は、家計の収支規模を標準とする植伐が行なわれる程度で、恒常的には製炭が収益源とされてきた。このような生産と消費の経済構造が、林野を天然生広葉樹のまま温存し、成熟人工林を欠如した主要因である。

激動する時流のなかで自立農家の育成は、この町の最重要施策としてとり上げられたが、稲作と和牛以外には見るべき収益作目の導入が期待できぬ環境において、農業だけで自立できるものは、ごく少数の上層経営に限ら

れている。この調査の目的のひとつとして、農家林業として発展の萌芽をもつ経営主体を発見しようと努めたのであるが、耕地10反・林野150反以上の規模階層のなかで、農林合算所得60万円を抜いて、この地域における担い手とみなし得る経営を、不完全ながら検出することができた。これらは、稲作を中心とする農業収入に余裕があり、すでに相当な収益をあげ得る林分構成を保有する階層形態に属し、農・林業が強い紐帯を保ちながら、経営資本の蓄積が進行している農家である。

一般論としては、農業と林業を有機的に結合した農林複合経営において自立が可能であると言いつても、じつは多くの個別経営は、育林生産の長期性に耐え得る条件をそなえておらず、自主的發展への基盤はきわめて脆弱である。

この町の林業の体質を改善し、農家林業を自立経営に育成する根本条件としては、粗放な薪炭林にかわる用材林拡大・集約化の基盤を造成しなければならぬのである。そのためにとるべき具体的手段として、まず森林組合を中心とする補助・融資造林の拡大を図ることが必要である。そのばあい、資金については解決されても、減少する林業労働力にどのように対処するかの問題が起きよう。森林組合その他の労務組織を確立して、造林労働力を円滑に調達し得るような体制が同時に配慮されることがのぞまれる。

本町内には、かなり大面積の、町外所有者にかかわる山林が存在するが、このうちの利用度の低いものについては、農家に分収林を設定させ、小経営の規模上昇を図る方策も考えられよう。

なお本稿では考察を省略した共有林（(花栗および宇山地区)の利用を合理化し、連年収穫の基盤を形成する方向にみちびく対策も重要であろう。(1965, 9.24)

参 考 文 献

1. 紙野伸二：農家林業の経営，昭和37年，地球出版社
2. 中尾 鉦・北川 泉：山村経済と農家林業の構造，昭和40年，大阪宮林局